

第6期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画策定のためのアンケート調査結果

【事業者用 ②相談支援事業者】

○調査目的

障害福祉サービス事業所を運営している事業所に対して、サービスの提供者としての視点で感じている意見等を伺い、令和3年度から開始する第6期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画を策定するための基礎資料とすることを目的として本調査を実施しました。

○調査方法

実施時期：令和元年12月26日～令和2年1月24日（メールにて回答）

調査対象：市内「指定特定相談支援事業者」および「指定障害児相談支援事業者」13事業者

問1 相談支援を実施するうえで、どのような課題がありますか。

選択肢	回答数
1. 障害者ケアマネジメント等、計画的な相談支援の実施が難しい（例：定期的な相談支援や関わり、サービス調整やマッチングが難しいなど）	7件
2. 障害者の制度の変化が激しいため、知識が追いつかない	4件
3. 他の相談支援事業所との連携が難しい	2件
4. 相談支援専門員の人材確保、人材育成が難しい	7件
5. 相談支援専門員が他の業務と兼務しているため、十分な相談支援が難しい	9件
6. 相談支援事業に対する報酬単価が適切でない	6件
7. その他 （ ■ 地域の中での機関同士の連携が深められるような取組みが不足している。 ■ 質を保ちながら増え続ける量に対応することが難しい。 ■ 本人とご家族の必要性が異なることが多々ある。 ）	3件

問2 相談支援の現状をより良くするために、どのようなことが必要と考えますか。

分類	主な回答内容
計画相談 (5件)	<p>■ 基本相談（委託相談）と計画相談が混在している現状があり、本来の相談支援が滞っている現状がある。計画相談のみの検討ではなく、市内全体の相談支援体制をどのようにしていくかの検討を行う必要があると感じている。また障害領域のみの検討ではなく、医療や高齢領域等も含めた検討がされるべきである。</p> <p>■ 計画相談について、相談員の数と対象者の量を考えると相談支援事業所による計画相談をサービス利用者全員に行うという制度の前提に無理があるように思う。現状としてすでにそれはできていないが、その前提をまずなくして、地域の実情に合った計画相談の形を考えることが必要である。</p> <p>■ 計画相談の報酬単価の引き上げが何より重要。現在、専従職員1名の体</p>

	<p>制で業務に当たっているが、このままでは事業の継続も危うい状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■本来は全ての人に計画作成ができると良いが、実数的にすぐには難しいため、一定の基準を設け、必要度がの高い人が支援を受けられるようにするなど体制の整備が必要である。 ■業務多忙で計画作成が事務的なものになっている。作成した計画を評価するしくみが必要と考える。
<p>制度 (5件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■行政と事業所間での、制度情報や茅ヶ崎市での運用方法の共有・確認等の場が必要である。 ■茅ヶ崎市における計画相談支援とそれに関わる手続きの手引きの作成、さらに手続きの簡略化、サービス利用方法や事業所情報を共有する仕組み、使用する書式の見直しなど、できることからまず取り組んでいくとよいと思う。 ■モニタリングの期間が短い。必要な人に必要回数を行なうことが望ましいと感じる。 ■サービス利用がない方、サービス利用までに時間がかかる方の支援も実際にはあり、そういったケースに対する報酬やフォロー体制。(事業の継続がしやすい仕組みや相談員が抱え込まない体制づくり) ■一般相談支援と指定特定相談を明確にしていることで、リアルタイム相談や困難事例への対応に強化していくことが可能となる。
<p>相談支援体制 (9件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■障害のある当事者の総数が増えていること、相談内容(課題)が多様化していること(主に家族の介護力が変化している)、福祉サービスの種類・量が増えた反面、調整が困難になっていること(利用できる幅が増え選択肢が多くなり迷いやすくなった)、といった状況がある。相談窓口も増え、障害児者の支援体制も変化してきており、相談支援体制の整理と再構築が必要である。 ■委託相談支援事業所が指定特定相談支援事業所の指導や後方支援ができるよう役割の明確化や分担など体制整備。 ■関係機関との連携、情報交換等の機会。 ■福祉相談室や地域包括支援センター、ケアマネジャーなど関係機関の相談員と一緒に研修をするなどして障害福祉の基礎的な知識を持ってもらい、相互の連携を強化すること。 ■児童の相談支援体制をしっかりと構築する必要がある。幼少期に相談機関にかかった児が一旦相談から離れ、一定の年齢になった時に困難さが高まった状況で再び相談につながるというようなケースが多くある。児の支援に関わる機関の連携や役割分担を確認し、予防的な支援も含めて切れ目のない支援体制が構築できれば、結果として年齢を重ねた時の困難さや支援の量が減らせることも考えられる。 ■地域ケア会議のように地域の課題について検討し、対策を講じること。 ■生活課題が複雑化(高齢・障害・子育て・教育・医療・貧困・海外移住者 etc)する中、一つの相談窓口で対応し得るケースが少なくなっているため、各相談窓口の連携促進やそれらを繋ぐ新しいシステム構築の検討。 ■もともとある身近な相談場所を発見、活用して、専門機関と繋げておき、緊急時にすぐに対応できる体制。 ■児童は必ず児童発達支援センターに入るところで相談も繋がって来るので、相談を受ける人数が多く、相談員を増やしたところで、また相談が多く来てしまうことを考えると、人材確保は必須であるが、それだけで

	<p>相談を受けきれないので、児童に関わっている機関（児童を中心とした相談支援事業所、障害福祉課、子どもセンター、保健所、家児相、療相、教育委員会、保育園、幼稚園など）で、児童のケースをどう支援していくか、話し合う場やシステムづくりが必要であると感じている。</p>
<p>人材確保、人材育成 (8件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■相談支援事業所、相談支援専門員、障害福祉課のケースワーカーの人員を増やすこと。 ■相談支援専門員に様々な対応が求められる状況があるが、それらに応じた報酬設定となっていないように思われる。どの事業所でも人員（特に専任など）を確保することは難しいと思われる。 ■市のケースワーカーの数が他市と比べて対人数的に少ない。ケースワーカーの増員を図り、もう少しケースワーカーが地域に出て相談支援員と共に動いけるような体制を作る必要がある。事務的な関係性だけでなく、お互いが協働して取り組むという意識を高める必要がある。 ■計画相談と合わせ基本相談も重要となるため、相談員のスキルアップの取り組み。 ■相談員の確保が最優先の課題だが、施設の支援員の人材確保が必要なため充足できない。 ■放課後等デイサービスの事業所も株式会社など様々なところが参入している。本来事業所で解決すべきリスクマネジメントや人権擁護、お子さんへの対応など一人の相談支援専門員で解決できない大きな問題を抱えている事業所が多く、それを相談員に訴えてこられる。そのため、事業所のバックアップが必要で、事業所が孤独にならないように、放課後等デイサービスの事業所間での研修の開催や放課後等デイサービスと相談事業所の研修会などを開催し、障害福祉課や委託相談事業所も入って頂きながら、合同の研修を開くことで、顔の見える関係が生まれ、皆で大変さを共有できると、相談支援もしやすくなるし、子どものより良い支援につながる。 ■人材の育成において定期的に市と法人等が研修を開催し、茅ヶ崎市における課題を共有していきその立場でできることを実践していくことが必要である。 ■スタッフの定着及び育成。相談員の一人職場が多いと聞く。相談できる環境にないことが辛くなる要因の一つと思うので、出来る限り相談しやすい環境を作ることが必要と考える。
<p>その他（1件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■自立支援協議会について、目的と方向性など、将来にわたり一貫性を持って設定する必要がある。2年毎に統廃合があり、事務局や参加者の負担が大きい割に成果が出せない構造になっている。取り組みについて将来につなげる見通しが立てられず、これまでの成果物も活かしていないと聞くので、部会事務局の意見を取り入れて検討していただきたい。

問3 障害のある方が「希望する生活」を実現させるためにどのような施策や支援が必要と考えますか。

分類 (施策の方向性別)	主な回答内容
1-1 知る（0件）	—
1-2 相談する (4件)	<ul style="list-style-type: none"> ■「自立支援協議会」を、より中長期的な視点を持って構成を検討し、運営をしていく必要があると考える。 ■当事者の選択を助ける情報提供及び相談の体制。 ■制度に乗らない状況にある方に対しても、個別的支援がなされる体制が必要である。

	■当事者の支援に関わる方が、共通の理念や支援感を共有できると良い。
1-3 理解を深める (0件)	—
1-4 育てる (4件)	<ul style="list-style-type: none"> ■ご本人、ご家族の意向を十分にとらえることのできる相談員の充足。 ■意思表示と意思決定の支援の意味や方法について、障害のある方々に関わる人々の知識や技術を高めること。 ■より多くの方が相談につながるよう相談を担うことができる人員の増。 ■各事業所が養成に力を入れているが、ホームヘルパーの担い手がいないことが地域での生活の大きな壁になっている。
2-1 すこやかに生きる (0件)	—
3-1 住まう (0件)	—
3-2 生活する・利用する (13件)	<ul style="list-style-type: none"> ■希望する生活に合わせた支援の選択を可能にするようなサービス等資源の整備。 ■障害のある方が利用できるサービスの選択肢や幅が少ない。 ■オーダーメイドの支援が提供できるよう個別性を認める柔軟な制度。 ■本人、家族により解決しがたい通学送迎の課題があるケースに対しての施策や支援。(サービスの支給決定条件の緩和や、そのためにかかる費用の助成など) ■夜間、見守りを含めた救急対応や短期入所、在宅医療の充実及び通学・通所支援。 ■地元で暮らし続けるための生活基盤(住まい・在宅支援の人員)の確保。 ■グループホームや就労系の通所サービス等の社会資源が今以上に必要。 ■公的な制度の充足や専門職による支援と合わせて、地域で生活するうえでは、その地域の中に居場所があり、そこに連帯感や所属感を持てることも重要なので、その地域特性も鑑みた居場所づくりが必要。 ■利用者の介護を担当するご家族の高齢化が進んでおり、近い将来自宅を離れるか、または家族以外の介護者の派遣が必要な状況である。住まいと短期入所の利用が確保できること、自宅で介護できる人員の確保により、できるだけ今までの生活を維持または変化を小さくできると良い。 ■高齢期を迎える家族と同居している方々の今後について、今の生活を継続するための方策が少ない。 ■必要な支援を行うために、サービスを使うための支給量が足りないことがあるので充足して欲しい。 ■サービスの質的、量的な拡充が必要。併せて、当事者、家族が積極的にサービスを利用できるような働きかけが必要と考える。 ■介護保険に移行しても、外出支援などのサービスが継続して受けられるとよい。
3-3 人権を守る (4件)	<ul style="list-style-type: none"> ■「希望する生活」の前に親亡き後はどうするのかなど「安心感を持って生活」すること自体ができていない家庭が多い。 ■権利擁護の代弁者となり、自己決定や自己選択を支援すること。 ■希望する生活をご自身の意思決定によって実現してもらうため意思決定支援が必要。 ■意思決定支援を強化していくための取り組みが必要。
4-1 働く (0件)	—
4-2 社会参加・交流 (0件)	—
5-1 学ぶ	■児童期の支援体制の整理。(療育機関の充足、教育機関との協力強化、放

(2件)	<p>課後等デイサービスの課題整理)</p> <p>■教育と福祉と家庭の連携が必要で、それぞれの立場や役割はあるが、それを越えてのりしろを作りながら、ライフステージごとのその子どもの課題や困りごとを共有しながら、切れ目なく支援していく必要性を感じている。学校等の教育機関との顔の見える関係や福祉の支援の必要な子どもの支援の共有、連携が図れるような話し合いの場があると良い。</p>
6-1 安心して暮らす (0件)	—
その他(0件)	—

問4 相談支援専門員としてのスキルアップのためにはどのような支援が必要と考えますか。

<p>【研修】</p> <p>■制度やサービスだけでは利用者の希望する生活の実現は難しいため、生活全体を通してインタビュー・アセスメント・プランニング・モニタリングすること、さらに社会資源に繋げることが相談支援専門員には求められるため、その技術を身につける研修、トレーニングの場の提供。</p> <p>■茅ヶ崎市内で相談支援専門員が参加する定期的な勉強会、研修会の実施。(相談面接の技術、会議の開催、課題の抽出、地域福祉など)</p> <p>■障害福祉サービスにおける制度理解だけではなく、関連領域の制度や仕組みを理解する場。</p> <p>■最新の障害福祉サービス制度に関する研修。</p> <p>■専門的知見に限らず、社会の情勢など幅広い見識が習得できる研修の実施。</p> <p>■効果的な研修の開催。(相談員の課題にあった研修内容の把握と研修の企画・開催)</p> <p>■研修会や連絡会はスキルアップにつながると思うが、参加するための時間の確保や事務局を担うことは相談の時間を削ることにもなる。研修などをただ多くすれば良いということではなく、市外や圏域等で実施されるもの等も活用できるような情報提供のほか、市内の相談員の困っていることに合わせた機会を設定してはどうかと考える。</p> <p>■OJTのような実践的に学ぶ仕組み。(事業所内外問わず)</p> <p>■相談支援事業所で勤務することは、資格だけでなく、経験値が必要な職務であると感じるので、実際に相談業務の実務経験を積んでから指定特定相談を行う方がよい。</p> <p>【事例検討】</p> <p>■他の計画相談事業所や、各機関による困難ケースへの関わり等の事例検討。</p> <p>■地域内での支援力の向上・機関の連携を強化するための事例検討。</p> <p>■スーパーバイザーの先生を招き、放課後等デイサービス事業所、日中一時支援事業所、相談支援事業所、障害福祉課の職員で事例検討または、グループワークなどを行い、児童だけでなく、色々な障害の方の関わりや支援の方法などを知り、更に支援を深められるようにしていきたい。</p> <p>【相談支援専門員への指導等】</p> <p>■相談支援専門員に対して指導や助言ができるような機関や人の存在。</p> <p>■発達障害専門員の巡回相談は非常に助かっているが、発達障害以外の方からの相談も多い。実際のケース対応について相談員相互に相談し合っているが、発達障害以外の相談でもスーパーバイズしてもらえらる機会があるとよい。</p> <p>【連携体制】</p> <p>■相談員同士の連携の強化。</p> <p>■相談支援事業所連絡会を充実させ、お互い顔を合わせ、日々の支援について振り返ったり、アドバイスをもらったり、課題を共有すること、また他の事業所がどのように関わっているのかを知</p>
--

ることができるようにする。

【その他】

- 業務を兼務させない支援。「相談支援専門員」という役割ではなく、仕事として確立していく必要がある。収益も必要だが、「相談支援専門員」の専門性を周知徹底していくことで、学ばなければならないという環境下になりスキルアップをしていきたいという意識につながると思う。